

聖籠町告示第六十号

聖籠町入札監視委員会設置要綱を次のように定める。

平成二十年 九月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町入札監視委員会設置要綱

(設置)

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）の趣旨を踏まえ、本町が発注する建設工事の入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するため、聖籠町入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事務)

第二条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 本町が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- 二 本町が発注した工事のうち、委員会が必要と認めるものに関し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項について審議を行い、意見又は具申を行うこと。
- 三 本町が発注した工事の入札及び契約手続についての再苦情（苦情の申立てに対する回答に不服がある者が再度申し立てる苦情をいう。）について審議を行うこと。
- 四 前三号に定めるもののほか、委員会が必要と認める事項について審議を行い、意見又は具申を行うこと。

(組織)

第三条 委員会の委員は、見識を有し公正中立の立場を堅持できる者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員会は、委員五名で組織する。

3 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合

における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

（委員長及び副委員長）

第四条 委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 第二条第一号及び第二号に規定する所掌事項に係る会議は、原則として、年二回以上開催する。

4 第二条第三号及び第四号に規定する所掌事項に係る会議は、必要に応じて開催する。

5 その他委員長が特に必要と認める場合は、会議を開催することができる。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 会議は原則として非公開とし、会議の議事の概要を公表するものとする。ただし、聖籠町情報公開条例（平成十年条例第三号）第六条第三号に規定する非公開情報が含まれる事項については非公表とする。

（意見の具申又は勧告）

第六条 委員会は、第二条第一号、第二号及び第四号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事について不

適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、町長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合は、原則として、その内容を公表するものとする。

（再苦情の審議等）

第七条 委員会は再苦情についての依頼があつたときは、第五条第三項の規定により会議を開催し、審議を行うものとする。

2 委員会は、前項に規定する審議の結果を再苦情の申立てがあつた日から起算して六十日以内に町長に報告するものとする。

3 委員会は、第一項の規定に関わらず、審議の依頼があつた再苦情が客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、当該再苦情についての審議を行わないことができる。この場合において、委員会は、その旨を速やかに町長に報告するものとする。

（委員の除斥）

第八条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第十条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、告示の日から施行する。